



平成30年度

科学研究費助成事業

科 研 費

公募要領

科学研究費補助金(研究成果公開促進費)

— 研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース —

平成29年9月1日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

本公募要領は、平成30年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）「研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）」の公募内容や応募に必要な手続等を記載したものであり、

- I 科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要
- II 公募の内容
- III 応募する方へ
- IV 既に継続事業課題として採択されている方へ
- V 研究機関の方へ
- VI 応募書類の提出等

により構成されています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する種目に関する対象、応募金額及び事業期間等や応募から交付までのスケジュール等が記載されています。

また、「III 応募する方へ」、「IV 既に継続事業課題として採択されている方へ」、「V 研究機関の方へ」及び「VI 応募書類の提出等」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分御確認願います。

公募は、審査のための準備を早期に進め、できるだけ早く事業を開始できるようにするため、平成30年度予算成立前に公募を始めるものです。

したがって、予算の状況によっては、今後措置する財源等、内容に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

なお、平成30年度における主な変更点は次のページのとおりです。

<平成30年度における主な変更点>

- ① 日本学術振興会科研費電子申請システムを利用した計画調書の作成・提出（送信）となります。
- ② 計画調書の体裁等を変更しました。
項目の一部を日本学術振興会科研費電子申請システムの入力項目とし、様式も各記述欄の罫線等を廃止しました。
- ③ 研究成果公開発表（C）の応募総額を変更しました。（13頁参照）
応募総額を1,000万円以内としました。
- ④ 審査区分表Ⅱの参考となる関連分野を一部変更しました。（33頁参照）
「340：工学A」の関連分野の一部を見直しました。

目 次

I	科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要	1
1	研究成果公開促進費の目的・性格	1
2	種目	1
3	研究成果公開促進費に関するルール等	1
(1)	研究成果公開促進費の3つのルール	1
(2)	科研費の適正な使用	1
(3)	科研費の使用に当たっての留意点	2
(4)	関係法令等に違反した場合の取扱い	2
(5)	不正使用、不正受給又は不正行為への対応	2
(6)	事業実施における謝辞の表示について	5
II	公募の内容	6
1	公募する種目	6
2	応募から交付までのスケジュール	6
(1)	応募書類提出期限までに行うべきこと	6
(2)	応募書類提出後のスケジュール（予定）	11
3	各種目の内容	12
①	研究成果公開発表	12
(i)	研究成果公開発表（B）	12
(1)	対象	12
(2)	応募資格	12
(3)	重複応募の制限	12
(4)	応募金額	12
(5)	事業期間	12
(6)	事業実施主体	12
(7)	対象となる経費	12
(ii)	研究成果公開発表（C）	13
(1)	対象	13
(2)	応募資格	13
(3)	応募金額	13
(4)	事業期間	13
(5)	事業実施主体	13
(6)	対象となる経費	13
②	国際情報発信強化	14
(1)	対象	14
(2)	応募資格	15
(3)	応募区分及び応募総額	15
(4)	重複応募の制限	15
(5)	対象となる経費	20
(6)	助成期間	20
(7)	その他の留意点	20
③	学術図書	20
(1)	対象	20
(2)	対象となる経費	21
(3)	事業期間	21
(4)	その他の留意点	22
④	データベース	22
(1)	対象	22
(2)	対象となる経費	23
(3)	事業期間	23

(4) その他の留意点	24
III 応募する方へ	25
1 応募資格の確認	25
(1) 研究成果公開発表	25
(2) 国際情報発信強化	25
(3) 学術図書	25
(4) データベース	25
2 応募者情報の登録及び応募用ID・パスワードの取得	26
3 応募書類の作成・応募方法等	26
(1) 応募に必要な書類の作成	26
(2) 応募書類作成に当たっての留意事項	29
① 各種目共通事項	29
② 研究成果公開発表	29
③ 国際情報発信強化	29
④ 学術図書	30
⑤ データベース	31
(3) 審査区分の選定	32
① 審査区分の選択	32
② 広領域での応募	32
4 研究倫理教育の受講等について（「学術図書」又は「データベース」の代表者のみ）	34
IV 既に継続事業課題として採択されている方へ	35
V 研究機関の方へ	36
1 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと	36
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続	36
(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出	36
(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出	37
(4) 不正行為ガイドラインに基づく「研究倫理教育」の実施	38
(5) 公募要領の内容の周知	38
(6) 応募予定者から依頼のあった研究成果公開促進費の応募等の諸手続き及び管理の委任についての回答	38
2 応募書類の取りまとめに当たって確認すべきこと	39
(1) 応募資格の確認	39
(2) 応募者への確認	39
3 応募書類の内容等の確認及び取りまとめ	39
VI 応募書類の提出等	41
(参考1) 審査等	43
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	45
(参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領	53
問い合わせ先等	62

【参考】

応募書類の様式（計画調書）等については、本会ホームページ（以下URL参照）より、書き込み可能なファイルをダウンロードできます。

URL : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/keikaku_d1.html

○ 応募者が作成する様式

1 研究成果公開発表

①研究成果公開発表（B）

- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-51-1
 - ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-52
- ##### ②研究成果公開発表（C）
- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-51-2
 - ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-52

2 国際情報発信強化

- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-51-3
- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-52

3 学術図書

- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-51-4
- ・「見積書＜学術図書刊行用＞」
- ・「見積書＜学術図書翻訳・校閲用＞」
- ・「発行部数積算書」

4 データベース

- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-51-5
- ・計画調書（添付ファイル項目）様式S-52
- ・「見積書＜入力作業委託費＞」
- ・「見積書＜CD-ROM, DVD-ROM等作成委託費＞」

5 平成30年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）の応募者情報変更願（注）

- ・様式U-51-1 （個人、研究者グループ用）
- ・様式U-51-2 （学会、学協会用）

○ 研究機関が作成する様式

- ・「応募書類の提出書」（様式U-60）
- ・「完成した原稿等（写）一覧」（様式U-60別紙）

（注）応募書類作成に当たり、応募用ID・パスワードを取得した際の応募者情報（応募者自身で修正、変更ができない情報）をやむをえず、修正、変更する場合に作成してください。

I 科学研究費助成事業－科研費－（研究成果公開促進費）の概要

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものであります。

2 種目

研究成果公開促進費には、内容や規模に応じて次の種目を設定しています。

※平成29年9月現在

種 目	目的・内 容
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成

3 研究成果公開促進費に関するルール等

研究成果公開促進費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。

(1) 研究成果公開促進費の3つのルール

研究成果公開促進費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

なお、研究成果公開促進費の3つのルールは、次のように適用されます。

※平成29年9月現在

種 目	応募ルール	評価ルール	使用ルール
研究成果公開発表 国際情報発信強化 学術図書 データベース	公 募 要 領	科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程 ※平成30年度の評価ルールは9月上旬頃公表予定	【応募者向け】 補助条件 ※【研究機関向け】 科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等

※「研究成果公開発表（B）」「学術図書」「データベース」において、科研費の管理を、応募者が所属する研究機関が行うこととなる場合に該当します。（「(2) 科研費の適正な使用」参照。）

(2) 科研費の適正な使用

科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれていますので、科研費の効果的・効率的の使用に努めてください。

また、科研費の交付を受ける者には、法令及び使用ルール（補助条件）に従い、これを適正に使用する義務が課せられています。

さらに、「学術図書」「データベース」において、応募者が研究機関（「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」第2条に規定される研究機関（45頁参照）。以下同じ。）に所属する場合、また、「研究成果公開発表（B）」において、応募者が地方公共団体の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち、学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの（45頁参照）の代表者である場合には、科研費の適正な使用に資する観点から、科研費の管理は、応募者が所属する研究機関が行うこととしており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）を定めています。

この中で、研究機関には、経費管理・監査体制を整備し、物品費の支出に当たっては購入物品の発注、納品検収、管理を適正に実施するなど、科研費の適正な使用を確保する義務が課せられています。いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。
「預け金」に関与した取引業者に対しては、取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

応募者及び研究機関においては、採択後にこれらのルールが適用されることを十分御理解の上、応募してください。

(3) 科研費の使用に当たっての留意点

科研費は、応募に当たって事業期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、研究成果公開促進費における採択後の事業課題は、当該期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して補助金を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、日本学術振興会を通じて文部科学大臣が財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(4) 関係法令等に違反した場合の取扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、補助事業の実施に当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、科研費の交付をしないことや、科研費の交付を取り消すことがあります。

(5) 不正使用、不正受給又は不正行為への対応

○「不正使用」、「不正受給」、「不正行為」は、それぞれ以下のようない行為を指します。

- ・「不正使用」・・・架空発注により業者に預け金を行ったり、謝金や旅費などで実際に要した金額以上の経費を請求したりするなど、故意若しくは重大な過失によって競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用を行うこと
- ・「不正受給」・・・別の研究者の名義で応募を行ったり、応募書類に虚偽の記載を行うなど、偽りその他不正な手段により競争的資金を受給すること
- ・「不正行為」・・・発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用を行うこと

① 科研費に関する不正使用、不正受給又は不正行為を行った応募者等については、一定期間科研費を交付しないほか、不正使用、不正受給又は不正行為が認められた事業課題については、当該科研費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

なお、これらに該当する応募者については、当該不正使用、不正受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、制度名、所属機関、事業課題、予算額、事業年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則公表します。

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）等で不正使用、不正受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される応募者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととします。

※ 「科研費以外の競争的資金」について、平成29年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成28年度以前に終了した制度においても対象となります。現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照してください。

参考URL : http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

○交付しない期間の扱いについて

【不正使用、不正受給】

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの 5年
		② ①及び③以外のもの 2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの 1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年
IV. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—	不正使用を行った研究者の交付制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

なお、以下に該当する者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- 上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合の研究者
- 上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された補助事業に対して、善管注意義務に違反したと認められる研究者

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費補助金を交付しない期間の扱いについて」及び「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第1号及び第3号に定める科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）を交付しない期間の扱いについて」)

【不正行為】

不正行為への関与に係る分類	学術的・社会的影響度行為の悪質度		交付しない期間
不正行為に 関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為 があつた研究 に係る論文等 の著者 (上記「ア」) を除く)	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断されるもの 5~7年
		当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの 3~5年
	ウ) 不正行為があつた研究に係る論文等の著者 ではない者（上記「ア」）を除く）		2~3年
	不正行為に 関与していないものの、不正行為があつた研究に 係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者 またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が 大きい、若しくは行為の悪質度が高いと判断される もの 2~3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響、若 しくは行為の悪質度が小さいと判断されるもの 1~2年	

※ 論文の取り下げがあった場合など、個別に考慮すべき事情がある場合には、事情に応じて適宜期間を軽減することができるものとする。

(出典：独立行政法人日本学術振興会理事長裁定「独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領第5条第1項第5号及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領第5条第1項第5号に定める期間の扱いについて」)

② 他府省を含む他の競争的資金担当及び文部科学省所管の公募型研究資金担当（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正事案の概要を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金等への応募及び参画についても制限される場合があります。

※「応募及び参画」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参画すること、進行中の研究課題（継続課題）へ研究代表者又は共同研究者等として参画することを指します。

③ 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、上記①、②と同様に取り扱います。

また、不正行為に関与したと認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても同様です。

④ 各研究機関には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月改正 文部科学大臣決定）及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を遵守することが求められますので、研究活動の実施等に当たっては留意してください。

○「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

参考URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(注) 最近の不正使用、不正受給又は不正行為の事例

○不正使用

- ・業者に架空の取引を指示し、消耗品を購入したように装い、大学から科研費を支出させ、業者に預け金として管理させていた。
- ・業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品とは異なる品名が記載された虚偽の請求書を作成させて、大学から科研費を支出させていた。
- ・作業事実のない出勤表を大学院生に作成させて謝金の支払いを請求し、プール金として自ら管理していた。
- ・海外渡航の際、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。

注) 事例のような架空の取引等による科研費の支出は、たとえ科研費支出の対象が当該科研費の研究課題のためであったとしても、すべて不正使用に当たります。

○不正受給

- ・応募・受給資格のない研究者が科研費の応募・交付申請を行い、不正に科研費を受給していた。

○研究活動における不正行為

- ・科研費の研究成果として発表された論文において、実験のデータや図表の改ざん・ねつ造を行った。
- ・科研費の研究成果として発表された図書や研究成果報告書に、許諾を得ずに無断で英語の原著論文を翻訳し、引用であることを明記せずに掲載し、当該研究課題の研究成果として公表した。

(6) 事業実施における謝辞の表示について

科研費により事業を実施する場合（シンポジウム等の開催、学術誌・図書等の刊行、データベースの公開等）には、謝辞として科研費の助成を受けて行う事業であることを必ず表示してください。特に、和文の場合は「JSPS 科研費 JP8桁の課題番号」、英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」を必ず含めてください。

〈記載例〉

【和文】本刊行物は、JSPS 科研費 JP17HP1234 の助成を受けたものです。

【英文】This publication was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP17HP1234.